

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和2年10月14日

愛知県知事 大村 秀章

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)
長沢町上谷下151番	田	2,349
長沢町上谷下152番	田	1,970
長沢町上谷下154番	田	2,549
長沢町上谷下168番	田	284

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和2年11月1日	10年	7,152円/年

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長 鈴木 才将

4 農地の所有者等の情報

近藤 敏

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに名古屋法務局（豊橋支局）に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は名古屋法務局（豊橋支局）において、補償金の還付を受けることができる。